

奈 公 行 第 11 号

平成 23 年 3 月 3 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 高 杉 美根子 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

2. 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

⑦ならまちセンター駐車場拡張事業

(担当部署：交通政策課、平成15年度包括外部監査の結果報告書70ページ)

【監査結果】

(a) 経緯

ならまちセンター駐車場拡張事業は、平成4年度に奈良市土地開発公社が取得し、平成5年度に奈良市が買戻して駐車場を建設する計画であり、平成4年9月には奈良県知事に事業認定申請書を提出している。しかし、平成5年度以降予算要求を続けているものの認められず、当該事業は進んでいない。

(b) 現況

砂利敷きの状態で大型車両用駐車場として使用している。一部は駐車場事務所となっている。

(c) 問題点

(ア) 長期保有による負担の増大

当該用地は、当初取得から10年が経過しており、その間の借入金利息などの経費は167,912千円にも上っている。

(イ) 供用済土地の買戻し

現在の管理部署は交通政策課であるが、買戻しをせずに事務所を建設し、駐車場として使用していることは問題である。早急に買戻す必要がある。

【措置の内容】

当該所有地の買戻しについては、当初駐車場設置後早期に買戻しをする予定でありました。しかし、経済情勢の急激な変化に伴う財政事情の悪化等により予算措置できず、買戻しが遅れておりましたが、「土地開発公社の経営健全化に関する計画書」に基づき、平成22年7月に買戻しを行いました。